

回答書

回答日： 令和7年7月15日
担当課： 学校政策推進課
物品番号 第16号
物品名： 電子黒板等一式(賃貸借)

	質疑事項	回答
1	事前に契約書案をお示ください。	契約書(案)を添付します。
2	落札業者にリース物件の納品および保守の責任は無い認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
3	貴市、落札業者、売主のいずれの責にも帰する事が出来ない不測の事由で、納品期限までに納品出来ない場合、リース期間は5年間のまま、リース開始日の延伸に応じて頂ける認識でよろしいでしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とは双方協議の上処理するものとする。
4	契約書(案)を開示頂けますでしょうか。	契約書(案)を添付します。

賃貸借契約書（案）

契約番号	第 1 6 号
品名 仕様および数量	電子黒板等一式（賃貸借）
契約金額	月額 円 注：上記の金額には取引に係る消費税及び地方消費税が含まれている。
納品期限	令和 7 年 8 月 3 1 日
契約期間	契約締結日から令和 1 2 年 8 月 3 1 日まで （地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）
賃貸借期間	令和 7 年 9 月 1 日から令和 1 2 年 8 月 3 1 日まで
設置場所	市内小中学校
契約保証金	免除

上記の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により賃貸借契約を締結する。

この契約を証するため、この契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号
 草津市長 橋川 渉

賃貸人

(総則)

第1条 賃貸人は、その所有する頭書に定める物品（以下「物品」という。）を頭書に定める内容により賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借するものとする。

2 賃貸人は、この契約書または頭書に明記されていない事項であっても、本件業務の性質上当然必要なものは、賃借人の指示に従い、賃貸人の負担でこれを処理しなければならない。

(賃料等の支払い)

第2条 賃貸人は、毎月賃借人が別に指示する方法により頭書に定める表記契約金額（以下「賃料等」という。）の月額を翌月に請求し、賃借人は、賃貸人から提出された適法な支払請求書を受領した日から30日以内に賃料等を支払うものとする。

なお、使用開始日および使用終了日が月の途中である場合は、次式により算出した金額とする。

月額料金（契約金額）×その月の使用日数÷暦日数（円未満切り捨て）

(債権の譲渡)

第3条 賃貸人は、この契約に基づいて賃借人の使用中の装置に債権その他の担保権を設定してはならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 賃貸人は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡または承継してはならない。ただし特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。

(再委託または下請の禁止)

第5条 賃貸人は、本件業務を第三者に再委託し、または請負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。

(所有権の表示)

第6条 賃貸人は、装置に自己の所有物である旨および管理責任者の表示をすることができる。

(保険)

第7条 賃貸人は、装置につき賃貸借期間中継続して、賃貸人を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 賃借人は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じた場合は、直ちに通知しなければならない。

3 賃借人は、保険事故により保険会社から賃貸人に支払われた保険金の限度内において、賃貸人に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(装置の使用管理)

第8条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得なければ、物品を表記設置場所以外に移転してはならない。

2 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって装置を管理しなければならない。

3 賃貸人は、賃借人の故意または重大な過失によって装置の機能が低下し、または損傷したことによって損害を被った場合は、賃借人と賃貸人が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、賃借人に対してその賠償を請求することができる。

4 賃借人は、装置を第三者の権利の目的物とすることはできない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 賃貸人は、本件業務を遂行する上で、事故等の発生により、本件業務の履行に支障を生じ、または生じるおそれがあると認める場合は、速やかにその事由を付して賃借人に報告しなければならない。

2 賃貸人は、前項の事故等が発生した場合は、即時に原因究明の調査および回復作業を行い、その状況を適時賃借人に報告しなければならない。

3 賃貸人は、前項の回復作業を行う場合は、賃借人の業務、事務等に支障のない方法を講じなければならない。この場合に必要な費用は、賃貸人の負担とする。ただし、事故等の原因が賃借人の責に帰すべき場合は、この限りでない。

(立入権および秘密保持)

第10条 賃貸人は、本件業務の遂行のため装置の据付場所に立入ることができる。

2 賃貸人は、前項の立入に際して得た業務上の秘密を、いかなる理由があっても第三者に漏えいしてはならない。

3 前項の規定は、この契約の終了または解除後であっても有効に存続する。

(物品の現状変更)

第11条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得なければ、物品に他の物品を付着させまたは改造、模様替え、性能、機能、品質を変更させてはならない。

(物品の定着)

第12条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得なければ、物品を不動産に定着させてはならない。

2 賃借人は、前項の承諾を得る際に、不動産の所有者等から、物品を不動産に附合させない旨の承諾書または証明書を、賃貸人の承諾を得るための書面に添付するものとする。

(危険負担)

第13条 装置の返還までに生じた装置の滅失および毀損についてのすべての危険は、賃借人が負担するものとする。ただし、通常の損耗または磨耗はこの限りでない。

2 賃借人は、装置が毀損したときは、賃貸人の選択にしたがい、自己の費用で次の各号に定めるとおりにしなければならない。

(1) 装置を完全な状態に復元または修理すること

(2) 装置と同等な状態または性能の同種物品と取替えること

3 装置が滅失（修理不能または所有権の侵害を含む。）したときには、賃借人は、賃貸人と協議して定める規定損害金額を賃貸人に支払うものとする。

(変更の契約)

第14条 賃借人は、必要がある場合は、この契約の内容を変更することができるものとする。ただし、この場合賃借人は、事前に書面をもって賃貸人に通知するものとする。

2 前項において、この契約の内容を変更する必要がある場合は、賃借人、賃貸人双方協議の上書面によりこれを定める。

(契約の解除)

第15条 賃借人または賃貸人は、次に掲げる一の事由が生じた場合は、催告をしないでいつでもこの契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 賃借人または賃貸人が、契約上の義務を履行しない場合、または履行する見込みがないと認められた場合。

(2) 賃借人が、この契約に違反した場合。

(3) この契約に違反し、賃借人が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、賃貸人がその違反を是正しないとき。

(4) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 賃貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

（違約金等）

第16条 賃借人は、前条により契約が解除された場合は、賃貸人に対して賃料等の100分の10に相当する金額（円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てた額とする。）を違約金として請求することができる。ただし、賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。また、違約金の請求は、損害賠償の請求を妨げない。

2 賃貸人は、この契約により賃借人に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を賃借人の指定する期限内に賃借人に納付しない場合は、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対し、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で算出した金額（円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てた額とする。）を延滞金として、併せて賃借人に納付しなければならない。

（損害賠償責任）

第17条 賃貸人は、次に掲げる一の事由が生じた場合には、直ちにその損害を賃借人に賠償しなければならない。

（1）賃貸人がこの契約に違反し、賃借人に損害を与えた場合。

（2）第15条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、賃貸人が賃借人に損害を与えた場合

（損害賠償）

第18条 賃借人または賃貸人は、本件業務の遂行に伴い故意もしくは過失によって損害が生じた場合は、それぞれ賠償の責を負うものとする。

（損害のために必要となる経費の負担）

第19条 本件業務に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要となる経費は、賃貸人が負担するものとする。ただし、その損害が賃貸人の責に帰すべきものでない場合は、この限りでない。

（債権債務の相殺）

第20条 賃借人は、この契約に基づき賃貸人から賃借人に支払うべき債務が生じた場合は、賃貸人が賃借人に対して有する賃料等請求権およびその他の債権と相殺し、なお、不足がある場合賃貸人はその不足額について、賃借人の指定する期限内に賃借人に納付しなければならない。

（談合行為等に対する措置）

第21条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約およびこの契約に係る変更契約による契約金額（単価契約の場合は支払金額）の10分の1に相当する額を、賠償金として、賃借人に支払わなければならない。この契約による物品の納品が完了した後においても同様とする。

（1）公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下第2号までにおいて「法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条第1項もしくは第2項（法第8条の2第2項および法第20条第2項において準用する場合を含む。）、法第8条の2第1項もしくは第3項、法第17条の2または法第20条第1項の規定による命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が法第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条の2第1項（同条第2項および法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令が確定したとき。

（3）この契約に係る入札に関して、賃貸人（賃貸人が法人である場合にあつては、その役員または代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定による刑が確定したとき。

（4）その他この契約に係る入札に関して、賃貸人が前3号の規定による違法な行為をしたことが

明白となったとき。

2 前項に規定する場合においては、賃借人は、契約を解除することができる。この場合における契約解除に係る違約金の徴収については、第16条の規定を準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、賃借人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、賃借人の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(翌年度以降の契約)

第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。

2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(定めのない事項の処理)

第24条 この契約書に定めのない事項については、法令（草津市の条例等を含む。）の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とが双方協議の上処理するものとする。

(契約履行の原則)

第25条 賃借人および賃貸人は、この契約を忠実に履行しなければならない。